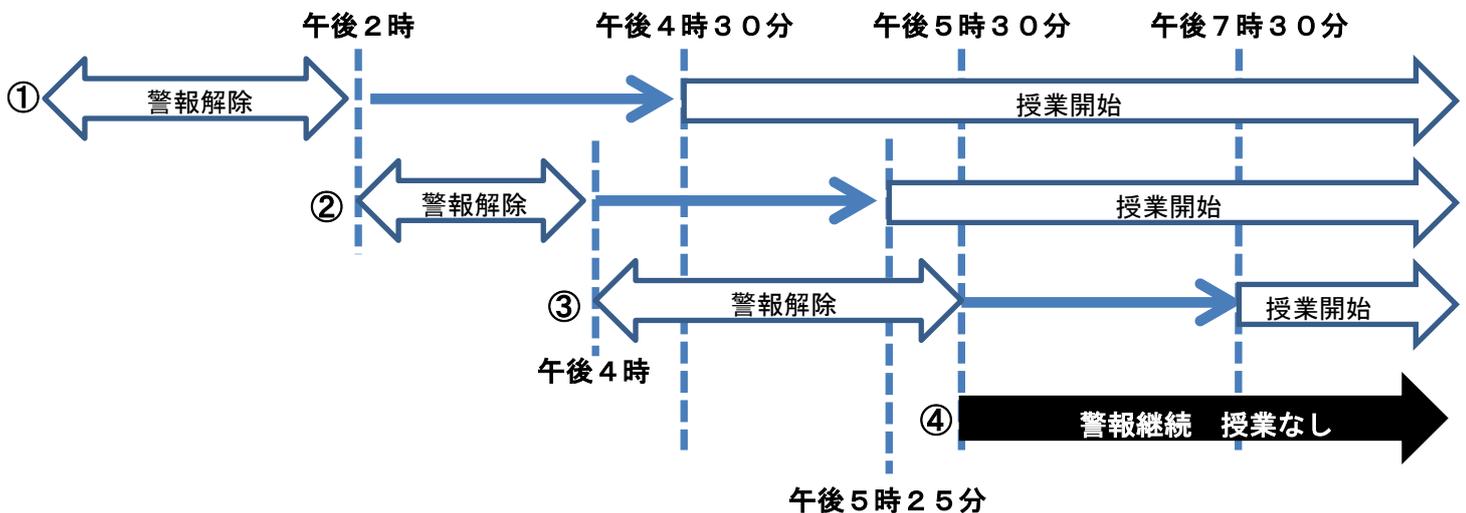


天候不良における自宅学習・始業延期等の措置について

下記の対象地域のいずれかに、暴風または大雪等の警報が出ている場合は、時間帯により以下のように措置する。

- ① 午後2時の時点で下記の対象地域に、暴風または大雪等の警報が出ている場合は、その日の始業を午後4時30分まで延期する。
- ② 午後2時過ぎから午後4時までの間に上記警報が解除された場合は午後5時25分より授業を開始する。
- ③ 午後4時過ぎから午後5時30分の間に上記警報が解除された場合は午後7時30分より授業を開始する。
- ④ 午後5時30分を過ぎても解除されない場合は、当日は自宅学習とする。



対象地域 → 清瀬市・東久留米市・小平市・東村山市・西東京市・練馬区

以上を基本的な判断とするが、暴風または大雪等の状況によっては、上記の規定によらず学校として判断することがある。

- ※ 授業を開始した場合も、交通機関の乱れなどによる遅刻や欠席は公欠等の扱いとする。
- ※ 生徒の居住地に上記と同様な警報が出た場合の遅刻や欠席も公欠等の扱いとする。
- ※ 登校後、状況が変化する可能性がある場合は、学校が判断し、下校時間の繰り上げ等の対応を行うこともある。
- ※ 天候不良の際には、十分注意を払い、安全の確保を第一優先で登校するように注意する。
- ※ 公欠の扱いとなるかならないかは申し出た内容（実際の天候状況等）により、学校が判断します。
- ※ なお、パソコンや携帯電話等がある生徒は『東久留米総合高等学校 定時制』ホームページを見ること。ホームページを見ることができない生徒は、学校に電話をして確認すること。